

令和3年9月10日

保護者の皆様

西東京市立芝久保小学校 校長 清水 宣宏

## 9月13日から30日までのオンライン授業期間中の給食費の取扱いについて

オンライン授業期間に係る様々な対応や連絡にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。オンライン授業期間中の給食費の取り扱い（返金）について、ご案内します。

### 1 給食費の返金について

給食は、全児童に提供することを前提としていますが、9月13日から30日については、食品ロス削減の観点から、あらかじめ10日以上喫食しないことを届け出た場合は、長期欠席と同等の取扱いとして、返金対応を行います。

### 2 申出の期日について

(1) 9月13日から30日までの期間で、給食を連続して10日以上（土日祝日を除く）停止する場合の申出期間については、以下のとおりとします。

	申出締切日時	返金対象期間
小学校	9月14日（火）正午	9月17日～30日（8日間）

### 3 注意点

- (1) 給食停止を申し出た場合には、この期間に登校した場合も、給食の提供はできません。今後、学年の登校日等で登校しても、給食を喫食せずに帰宅することになります。喫食日と非喫食日を指定しての返金はできません。
- (2) 返金に係る手数料は保護者負担となります。
- (3) 給食の停止には、給食停止届出書の提出が必要です。但し、感染防止のため登校を控えている家庭があることから、9月10日学校から送信する一斉メールのアンケートにより給食停止のお申し出を受け付け、届け出書の提出は後日（登校再開後も）でもよいこととします。
- (4) 給食停止届出書は、学校のホームページに掲載しますのでご利用ください。預かりで登校しているご家庭には、お子様を通じて届出書をお渡しします。

### 4 その他

- (1) 9月6日～10日に給食を食べなかったお子様の給食費については、9月1日付のおたよりでお知らせしている通り、返金はできませんので、ご了承ください。
- (2) 9月2日までの時点で、オンライン授業期間に関わらず、長期的に（10日以上）給食を食べないという事前申請をされているご家庭については、返金対象期間が異なります。
- (3) 一斉メールアンケートによるお申し出の締切日は、9月14日（火）正午です。申請忘れのないようご注意ください。

【問合わせ】

栄養士 蓮見 治美  
042-463-2869